

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月20日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 庄司 卓也

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事件名 独立行政法人農畜産業振興機構北館4階増床工事
- (2) 工事内容 本工事は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の増床に伴う改修工事である。
詳細は仕様書のとおり。
〈工事概要〉
①内装工事
②運搬作業
③電気設備工事
④LAN配線工事
⑤その他所要の工事
- (3) 工事履行期限 平成30年9月24日（月）
- (4) 工事場所 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 本部

2 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条に該当しない者であること。

※「競争参加資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- （6） 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- （7） 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- （8） 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- （9） その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

（2） 入札時において、平成29・30年度における農林水産省大臣官房予算課の競争参加資格又は平成28～30年度における独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格の「建設一式工事」及び平成28～30年度全省庁統一資格又は独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「物品の購入」及び「役務

等」に登録されていること。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札説明書を3の交付期間内に受領し、説明を受けており、かつ、5の購入物品等提案書による事前審査を通過していること。
- (5) 建設業法第26条に基づく主任技術者を工事に配置できること。また、配置する者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと
- (8) 入札時に工事費内訳書を提出すること。
- (9) (5)～(6)を確認する資料を下記5の審査時に提出した者であること。

3 入札手続き等

(1) 問い合わせ先

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル南館3階）

独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課 前田、古河

電話 03（3583）9464

FAX 03（3582）3397

*仕様に関する質問は入札説明書で指定するメールアドレス宛に送ること。

(2) 入札説明会

- ① 日時：平成30年7月26日（木）15時から
- ② 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室
- ③ 参加を希望する場合は、説明会出席届（別紙様式第1号）に必要事項を記入し、平成30年7月25日（水）17時00分までに、上記（1）の担当者あて提出すること（必着）。提出の方法は問わない。

(3) 入札説明書の交付

- ① 期間：平成30年7月20日（金）～平成30年8月8日（水）
（ただし、平日の12時から13時、土日祝日を除く10時から17時まで）
- ② 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課

(4) 質問及び回答

入札説明書に関する質問がある場合には、次により提出すること。

- ① 受付期間：平成30年7月27日（金）から平成30年8月7日（火）
まで。ただし平日の12時から13時、土日祝日を除く10時から17時の間とする。
- ② 提出場所：独立行政法人農畜産業振興機構経理部経理課
- ③ 提出方法：持参若しくは郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。
- ④ 回 答：入札説明書を手交した者に対し、書面により行う。

(5) 購入物品等提案書の審査

- ① 提出期限：平成30年8月8日（水）12時まで
- ② 提出場所：上記（1）に同じ
- ③ 提出書類：仕様書に基づいて作成した提案書
- ④ 提出者は、提出した書類について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面等をもって説明しなければならない。提案書の審査結果については、8月8日（水）17時までに電話により連絡を行う。

(6) 入札の日時及び場所

- ① 日時：平成30年8月9日（木）16時
- ② 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

(7) 入札書に記載する額

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。
- ② 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

(8) 開札

入札後、直ちに行う。

(9) 落札者の決定

- ① 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 152 号-2。以下「契約事務細則」という。）第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札候補者とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

(10) 再度入札

- ① 開札した場合において、予定価格の 108 分の 100 に相当する額の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は 2 回を限度とする。
- ② 初回の入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

4 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

①提出日

上記 3 (5) ①に同じ

②提出先

上記 3 (1) に同じ

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①配置予定の技術者

上記 2 (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

- ②上記2（6）に該当する者であることを確認することができるものとして、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し

(3) その他

- ①資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②当機構は提出された資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された資料は、返却しない。
- ④資料に関する問い合わせ先
上記3（1）に同じ

5 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約事務責任者が当該契約の履行が可能であると判断した者であって、契約事務細則第 13 条第 4 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

詳細は入札説明書による。

別紙様式第1号

「独立行政法人農畜産業振興機構北館4階増床工事」に係る
入札説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者

総括理事 庄司 卓也 殿

住 所

法人名

「独立行政法人農畜産業振興機構北館4階増床工事」に係る説明会への出席を
希望します。なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下さい。